

募集要項

1 概要

国土交通省では、災害時におけるトイレ機能の確保が被災者の健康確保に重要であることを踏まえ、マンホールの上に便座やパネルを設け、災害時において迅速にトイレ機能を確認できるマンホールトイレの整備を促進しています。

そこで、マンホールトイレの有用性や整備の基本的考え方、さらには“被災者が使いたいと思う”マンホールトイレのあり方を示すことで、マンホールトイレ整備の普及をより促進し、被災時における快適で衛生的な生活環境の確保に寄与するため、「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン」の策定を進めています。つきましては本ガイドラインの案に関し、本日から平成27年12月17日（木）まで、広くご意見を募集します。

2 意見募集の対象

「マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（案）」（PDF形式）

3 意見募集期限

平成27年12月17日（木）必着

4 意見送付方法

別添の意見提出フォーマットに必要事項を記入の上、「国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課ガイドライン担当宛」に、次のいずれかの方法で送付してください。

（1）電子メールの場合

電子メールアドレス：gesuikikaku-manhole@mlit.go.jp

件名：マンホールトイレ整備・運用のためのガイドライン（案）に対する意見

（2）郵送の場合

〒100-8918

東京都千代田区霞が関2-1-3

（3）FAXの場合

FAX番号：03-5253-1596

5 意見の取り扱い等

- ・提出されたご意見は、ガイドラインを策定する際の参考とします。
- ・ガイドライン（案）は、引き続き表現の適正化等の見直しを行います。
- ・ご意見を正確に把握するため、電話による意見の応募には対応いたしません。
- ・ご意見に対する回答は後日、一括で国土交通省のホームページで公表します。（個別の回答は行いません。）
- ・ご意見については、住所、電話番号、メールアドレス、FAX番号を除き、公表される可能性があります。
- ・意見の中に個人に関する情報であって、特定の個人を識別しうる記述がある場合及び個人・法人等の財産権等を害する恐れがあると判断した場合は、公表の際に当該箇所を伏せさせていただきます。
- ・ご意見に附記された個人情報には、厳正な管理により取り扱います。